

認定事業適応法人の欠損金額等の控除の特例に関する明細書

認定事業適応法人の欠損金額等の控除の特例に関する明細書	事業 年度	・ ・	・ ・	法人名	
（法第72条の2第1項 第1号・第3号 に掲げる事業）					

欠 損 控 除 前 所 得 金 額 別表9の①		①	円	所 得 限 度 額 (別表9の①－②)		②	円
投 資 額 残 額 の 計 算							
投 資 の 額 の 累 計 額		③	円	投 資 額 残 額 ③－④		⑤	円
前 期 以 前 に 特 例 の 適 用 を 受 け た 金 額 の 累 計 額 (前期以前の⑥の合計額)		④		当 期 に 特 例 の 適 用 を 受 け た 金 額 (⑫の計)		⑥	
超 過 控 除 対 象 額 の 計 算							
特例事業年度	特 例 対 象 控 除 未 済 欠 損 金 額 等 (別表9の③)	特例の適用がない 場合の当期控除額 (当該特例事業年度の 別表9の③と(別表9の②－当該特例 事業年度前の別表9 の④の合計額)のう ち少ない金額) (マイナスの場合は0)	⑦ の うち 超 過 控 除 可 能 額 ⑦－⑧ (マイナスの場合は0)	投 資 額 残 額 ⑤－(当該特例事業 年度前の⑫)	損 金 算 入 限 度 超 過 額 ②－(当該特例事業 年度前の⑫)	超 過 控 除 対 象 額 (⑨、⑩と⑪のう ち少ない金額)	
	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	
・ ・	円	円	円	円	円	円	
・ ・							
計							

第6号様式別表9の2記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第132号)による改正前の政令第20条の3の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)第10条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表9に併せて提出すること。
- 2 「

第1号
法第72条の2第1項
・
第3号

に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。
- 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人(同項第1号ロに掲げる法人に限る。)にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 4 「特例対象控除未済欠損金額等(別表9の③)⑦」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 当該事業年度以前の事業年度において法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第2項又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。)第57条第2項の規定の適用を受ける又は受けた場合には、第6号様式別表9の③の欄の金額からこれらの規定により欠損金額等とみなされた金額を控除した金額を記載すること。
 - (2) 法人税法第58条の規定の適用がある欠損金額及び令和2年旧法人税法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額は、記載しないこと。
- 5 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年財務省令第19号)第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第22条の12の2第2項に規定する適合証明書の写しを添付すること。